

工 事 概 要

施工面積				m2	517
基盤整備	式	1	植栽	式	1
施設整備	式	1			

施 工 理 由

本工事は、桃山東第二地区土地区画整理事業区域内において、新たに公園を整備するものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年3月	
基 準 適 用 年 月	2025年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。（「京都市建設局週休２日工事実施要領」に係る通期の週休２日（４週８休以上）補正を含む。）

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
敷地造成工	残土処理工	残土等処分			m3	1,000	処分費	管理費区分T
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分 アスファルト殻（掘削）	殻種別：アスファルト殻		m3	2,350	処分費	管理費区分T
園路広場整備工	土系舗装工	山砂舗装	仕上がり厚100		m2	1,428	材工共	
遊戯施設整備工	遊具組立設置工	二連ブランコ		二連ブランコ設置	基	703,000	材工共	「基礎碎石、型枠、コンクリート」材工費は同細別内に別途計上
		すべり台（小）		すべり台設置	基	632,000	材工共	「基礎碎石、型枠、コンクリート」材工費は同細別内に別途計上
		二間式低鉄棒		二間式低鉄棒設置	基	233,600	材工共	「基礎碎石、型枠、コンクリート」材工費は同細別内に別途計上
サービス施設整備工	水飲み場工	水飲み場	排水桝共	水飲み場設置	基	588,424	材工共	「基礎碎石、モルタル練」材工費は同細別内に別途計上
	ベンチ・テーブル工	ベンチ	1800×435	ベンチ設置	基	173,603	材工共	「基礎碎石、型枠、コンクリート」材工費は同細別内に別途計上
		サークルベンチ	内R1500, 3基/1組	サークルベンチ設置	組	762,669	材工共	「基礎碎石、型枠、コンクリート」材工費は同細別内に別途計上
		縁台	1200×1190	縁台設置	基	417,694	材工共	「基礎碎石、型枠、コンクリート」材工費は同細別内に別途計上
	サイン施設工	注意板	800×500	注意板設置	基	166,500	材工共	「基礎碎石、型枠、コンクリート」材工費は同細別内に別途計上
管理施設整備工	柵工	フェンスーA	H=1800		m	22,430	材工共	
		フェンスーB	H=1800忍び返し付		m	56,520	材工共	
		フェンスーC	H=2000忍び返し付		m	36,510	材工共	
		フェンスーC羽根出し	H=1800ベースプレート付		箇所	54,360	材工共	
		目隠しフェンス	H=1740忍び返し付		m	61,540	材工共	
建築施設組立設置工	四阿工	四阿	屋根：3000×3000	四阿設置	基	1,852,000	材工共	「基礎碎石、型枠、コンクリート、鉄筋」材工費は同細別内に別途計上
共通仮設費	技術管理費	土質等試験費			式	168,000	調査費	管理費区分9

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備			式	1				
敷地造成工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削		土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準)	m3	60				
盛土工			式	1				
路床盛土 (現場発生土流用)		施工幅員:4.0m以上	m3	1				(概) 障害:無し
残土処理工			式	1				
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	90				(概)
残土等処分			m3	90				
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
舗装版切断		舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm 以下	m	25				(概)
舗装版破碎		舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:4cm	m2	23				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工			式	1				
殻運搬 アスファルト殻（掘削）		殻種別:アスファルト殻	m3	1				(概)
殻処分 アスファルト殻（掘削）		殻種別:アスファルト殻	m3	1				
植栽			式	1				
植栽工			式	1				
高木植栽工			式	1				
公園植栽工（高木植栽） サルスベリ		樹高(H):3.5m,幹周(C):0.25m,枝張(W):2.0m,支柱 設置費（材工共）別途計上,土壌改良材料費別途 計上	本	1				(概)
地被類植栽工			式	1				
公園植栽（地被類植付） アガパンサス		コンテナ径:10.5cm,施工規模500鉢未満,土壌改良材料 費別途計上	鉢	19				(概)
公園植栽（地被類植付） タマリユウ		コンテナ径:7.5cm,施工規模500鉢未満,土壌改良材料 費別途計上	鉢	129				(概)
公園植栽（地被類植付） フィリヤブラン		コンテナ径:10.5cm,施工規模500鉢未満,土壌改良材料 費別途計上	鉢	37				(概)
樹木養生工			式	1				
支柱設置 二脚鳥居支柱（添木なし）		支柱の種類:二脚鳥居支柱(添木なし),10本未満, 未供用区間	本	1				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土壌改良工			式	1				
高木土壌改良E		幹周25cm以上30cm未満	本	1				(概) 材料費のみ計上
地被土壌改良		t=200	m2	7				(概) 材料費のみ計上
施設整備			式	1				
給水設備工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	6				上記以外(小規模)
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂,土質:土砂	m3	5				上記以外(小規模)
水栓類取付工			式	1				
量水器		20A用 止水栓M形共	個	1				(概)
給水管路工			式	1				
給水管埋設 HIVPφ20		HIVPφ20,埋設標識ｼｰﾄW=150 2倍	m	6				(概)
給水管埋設 PEφ20		PEφ20,埋設標識ｼｰﾄW=150 2倍	m	1				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区 4 号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
給水本管分岐		φ 300× φ 20	箇所	1				(概)
雨水排水設備工								
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	式	1				
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	8				上記以外 (小規模)
側溝工			m3	1				上記以外 (小規模)
U型トラフ		U-180	式	1				
U型トラフ小口止め			m	17				(概)
横断溝			箇所	1				(概)
管渠工		W300 L4000	箇所	1				(概)
雨水管VP-150			式	1				
雨水管VP-150			m	4				(概)
暗渠排水管		φ 100	m	57				(概)
暗渠排水管			m	57				
汚水排水設備工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	5				上記以外（小規模）
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	4				上記以外（小規模）
管渠工			式	1				
污水管VP-100			m	3				(概)
污水本管接続		VP200-VP150	箇所	1				(概)
污水枡・マンホール工			式	1				
トラップ枡			箇所	1				(概)
電気設備工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	20				上記以外（小規模）
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	10				上記以外（小規模）
照明設備工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ハンドホール			箇所	3				(概)
引込柱								
照明灯			基	1				(概)
電線管路工			基	2				
電線管		FEP30	式	1				
			m	22				(概)
電線		EM-CE3.5sq-3C	m	28				(概)
埋設標識シート		W=150×50m, 2倍	m	20				(概)
園路広場整備工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	2				上記以外（小規模）
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	2				上記以外（小規模）
アスファルト系舗装工			式	1				
公園アスファルト舗装		路盤材料の種類:再生クッション, 表層材種類、基層材規格:各種, 表層材種類、基層材規格:再生密粒度アスコン（13）, 仕上り厚:40mm	m2	8				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート系舗装工			式	1				
インターロッキング舗装-A		透水性ブロック 98×198×t60	m2	23				(概)
インターロッキング舗装-B		透水性ブロック 98×198×t80	m2	15				(概)
コンクリート舗装-A		表面ハケ引き仕上げ t100, 上層路盤RC-30 t100	m2	21				(概)
コンクリート舗装-B		表面ハケ引き仕上げ t100, 上層路盤RC-30 t150	m2	9				(概)
土系舗装工			式	1				
山砂舗装		仕上がり厚100	m2	360				
園路縁石工			式	1				
縁石-A		地先境界A 120×120×L600	m	10				(概)
縁石-B		地先境界A 120×120×L600 20立上り	m	23				(概)
縁石-C		歩車道境界A (Rもの) 150/170×200×L600	m	12				(概)
遊戯施設整備工			式	1				
作業土工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	10				上記以外（小規模）
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	7				上記以外（小規模）
遊具組立設置工			式	1				
二連ブランコ			基	1				
すべり台（小）			基	1				
二間式低鉄棒			基	1				
サービス施設整備工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	4				上記以外（小規模）
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	3				上記以外（小規模）
水飲み場工			式	1				
水飲み場		排水樹共	基	1				
ベンチ・テーブル工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ベンチ		1800×435	基	1				
サークルベンチ		内R1500, 3基/1組	組	1				
縁台		1200×1190	基	1				
サイン施設工			式	1				
注意板		800×500	基	1				
管理施設整備工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	30				上記以外（小規模）
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	20				上記以外（小規模）
門扉工			式	1				
門柱			基	1				(概)
柵工			式	1				
フェンス-A		H=1800	m	14				

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
フェンス-A基礎		W250布基礎	m	14				(概)
フェンス-B		H=1800忍び返し付	m	3				
フェンス-C		H=2000忍び返し付	m	43				
フェンス-C羽根出し		H=1800ベースプレート付	箇所	1				
フェンス-C基礎		300×300×H600	箇所	23				(概)
フェンス-C土間コン		W300 t100	m	32				(概)
目隠しフェンス		H=1740忍び返し付	m	22				
目隠しフェンス基礎		W500布基礎	m	25				
車止め工			式	1				
可動式車止め (U型)			基	2				(概)
固定式車止め (U型)			基	1				(概)
建築施設組立設置工			式	1				
作業土工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区4号公園整備工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	3				上記以外（小規模）
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	2				上記以外（小規模）
四阿工		式	1				
四阿	屋根:3000×3000	基	1				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	61				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 41.0%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	桃山東第二地区 4 号公園整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費			式	1				
技術管理費			式	1				
土質等試験費			式	1				内 1号
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	土質等試験費						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土質等試験費(一式入力)		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 桃山東第二地区 4 号公園整備工事

工事場所 京都市伏見区桃山町大島 地内

1 一般事項

第 1 条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和 6 年 8 月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和 6 年 8 月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第 2 条（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休 2 日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休 2 日工事」（4 週 8 休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第 3 条（前払金）

前払金は、請負代金の 40 % 以内とし、中間前払金は、同様に 20 % 以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事現場は住宅に隣接するため、騒音や飛び石等に注意し、住民等から問い合わせがあった場合は丁寧に対応すること。また、隣接の住民等が所有する構造物（捨てコンを含む）を所有者の同意を得ずに取り壊してはならない。
- 2 本工事では、工事影響範囲となる隣接敷地の舗装の取り壊し及び復旧を含むため、その範囲については監督員及び隣接者と立会のうえ確認したうえで施工すること。また、隣接敷地内での作業が必要となる場合は、事前に隣接者の了解を得たうえで施工すること。
- 3 本工事における四阿の設置については、着手に先立ち建築基準法に基づく手続の要否を確認し、当該手続が必要な場合は監督職員の指示に従うこと。

第5条（工程）

本工事で整備する公園は、地元調整に基づき早期に開園する必要がある。そのため、本工事における現場作業については令和7年12月末までに完了する工程を計画することとし、後片付けや書類整理等も含めて工期を厳守すること。

第6条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事範囲周辺	1 名	交通誘導警備員 B 1 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第7条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
植栽工/高木植栽工	公園植栽工（高木植栽） サルスベリ	サルスベリ
植栽工/地被類植栽工	公園植栽（地被類植付） アガパンサス/タマリュウ/フィリ ヤブラン	アガパンサス、タマリュウ、フィリ ヤブラン
電気設備工/ 照明設備工	引込柱、照明灯	引込柱、照明灯
園路広場整備工/ コンクリート系舗装工	インターロッキング 舗装-A、-B	インターロッキングブロック
遊戯施設整備工/ 遊具組立設置工	二連ブランコ、すべり台（小）、 二間式低鉄棒	二連ブランコ、すべり台（小）、二間 式低鉄棒
サービス施設整備工/ 水飲み場工	水飲み場	水飲み場
サービス施設整備工/ ベンチ・テーブル工	ベンチ、サークルベンチ、縁台	ベンチ、サークルベンチ、縁台
サービス施設整備工/ サイン施設工	注意板	注意板
管理施設整備工/	門柱	園名板

門扉工		
管理施設整備工/ 柵工	フェンス-A、-B、-C、 -C 羽根出し、目隠しフェンス	フェンス-A、-B、-C、-C 羽根出 し、目隠しフェンス
管理施設整備工/ 車止め工	可動式車止め（U 型）、固定式車 止め（U 型）	可動式車止め（U 型）、固定式車止め （U 型）
建築施設組立設置工/ 四阿工	四阿	四阿

第 8 条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 9 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
構造物撤去工/ 構造物取壊し工	舗装版切断、舗装版破碎	取壊しの範囲の確認
植栽工/高木植栽工	公園植栽工（高木植栽） サルスベリ	植栽の植付け位置の確認
植栽工/地被類植栽工	公園植栽（地被類植付） アガパンサス/タマリュウ/フィリ ヤブラン	植栽の植付け位置の確認
植栽工/土壌改良工	高木土壌改良 E、地被土壌改良	土壌改良材の混合状況の確認
サービス施設整備工/ ベンチ・テーブル工	サークルベンチ	設置位置の確認
管理施設整備工 門扉工	門柱	配筋状況の確認
その他監督職員が指示す るもの		

第 10 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない。)
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。

第 11 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、これにより難しい場合は監督員と協議のうえ、施工計画書に定めること。

4 建設副産物に関する事項

第12条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林 18-1	設計運搬距離 L = 7.2km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 京都コン砕株式会社 京都府京都市南区上鳥羽塔ノ森下河原 34	設計運搬距離 L = 8.5km

建設発生土の搬出開始前に建設発生土の土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

なお、本工事では土壌調査費として受入施設が定める額（1 式：168,000 円）を計上している。試料採取及び持ち込みに別途費用が生じる場合は、監督員と協議するものとする。

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第 13 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

業 内 容 及 び 解 体 方 法	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第14条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の4週間前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第15条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第16条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。

また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第17条（植栽工事における植替え）

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2／3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1／3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
サルスベリ、アガパンサス、タマリユウ、ファイリヤブラン
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
植栽工	高木植栽工	公園植栽工（高木植栽） サルスベリ	
植栽工	地被類植栽工	公園植栽（地被類植付） アガパンサス/タマリユウ/ ファイリヤブラン	

第18条（設計上の条件明示）

本工事で計上しているコンクリートは、図面に特段の記載がない限り「養生工：一般養生」「現場内小運搬：無し」として計上している。

第19条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

箇所図

京都市伏見区桃山町大島 地内

公園面積：510m²

